

4月7日（日）は 大阪府知事選挙・大阪府議会議員選挙の投票日です

投票 午前7時～午後8時 町内4か所の投票所で

開票 4月7日（日）午後9時～ 田尻町立公民館大ホールで

●投票のできる人

平成13年4月8日までに生まれた人で、平成30年12月28日までに転入届をし、それ以降引き続き田尻町の住民基本台帳に記録されている人

※ 選挙人名簿に登録されていることが必要です。

届出の別		届出の日	投票ができる場所・投票の可否		
			新住所地で投票	前住所地で投票	投票できない
転入届をした人	府外から	平成30年12月28日以前	○		
		平成30年12月29日以後			○
	府内の他の市町村から	平成30年12月28日以前	○		
		平成30年12月29日以後		※	
転出届をした人	府外へ	全期間			○
	府内の他の市町村へ	平成30年12月28日以前に新住所地へ転入届	○		
		平成30年12月29日以後に新住所地へ転入届		※	
転居届をした人（町内で住所を変更した人）		平成31年3月11日以前	○		
		平成31年3月12日以降		○	

※ 前住所地で投票する際には、市町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書（以下「引き続き証明書」という。）（無料）」を提示しなければ投票できません。投票日までに最寄りの市（区）役所または町村役場の住民票を担当する窓口申し出て「引き続き証明書」の交付を受けておいてください（ただし、最近2回以上住所を異動した人は、投票できない場合があります。）

●投票所入場整理券

3月20日（水）ごろに、投票をできる人に郵送します。もし、届かなかったり、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付で申し出てください。ただし、入場整理券が届いても、投票日当日に選挙権のない人は、投票できません。また、入場整理券を本人以外の人を使用すると罰せられますので、注意してください。投票所では本人確認のために住所、氏名、生年月日などを尋ねることがありますので、ご了承ください。

●期日前投票及び不在者投票

期 間 大阪府知事選挙 3月22日（金）～4月6日（土）

大阪府議会議員選挙 3月30日（土）～4月6日（土）

※土・日曜日にも投票できます。

時 間 午前8時30分～午後8時

【期日前投票】

投票日に、仕事や旅行など（期日前投票事由に該当する場合）で投票所に行けない人は、あらかじめ期日前投票ができます。期日前投票の際、記入していただく「期日前投票宣誓書」は、「投票所入場整理券」の裏面にありますので、あらかじめご自宅で書いて、持参していただくことができます。なお、期

日前投票を行おうとする日にまだ選挙権を有しない人（例えば、投票日当日には18歳を迎えるが、期日前投票を行おうとする日にはまだ18歳に到達していない人）は、期日前投票ができません。これらの人は、例外的に従前の不在者投票制度で投票することになります。

【不在者投票】

- 指定施設などにおける不在者投票
不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所している人で、投票日当日に投票所へ行けない人は、その施設などで投票をすることができます。それぞれの施設の事務所などに、投票したい旨を申し出てください。
- 滞在地における不在者投票
出張や旅行などで遠隔地に滞在しているため、投票日当日に田尻町で投票できない人は、田尻町選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、最寄りの選挙管理委員会で投票する「滞在地における不在者投票」ができます。なお、自宅など、選挙管理委員会以外の場所では投票できませんので注意してください。また、郵送など 日数がかかるため、早めに手続をしてください。
- 郵便による不在者投票（郵便等投票）
身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている人で重度の障がいのある人、介護保険で要介護状態区分が要介護5の人は「郵便等投票」ができます。投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付が必要です。選挙管理委員会事務局に申請して交付を受けてください。また、既に交付を受けている人も、有効期限が過ぎている場合は早めに更新手続をしてください。投票用紙の請求期限は、投票日の4日前までです。なお、郵便等投票ができる人で、自ら投票用紙に記載することができない人（身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の上肢又は視覚障がいの程度が重度）は、代理記載による投票もできます。

●選挙公報の発行

選挙公報は、各候補者の政治信条などが簡単にまとめられており、有権者が候補者を選ぶときの大きなよりどころになります。投票日の前日までに届いていない場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

●点字投票や代理投票

視覚障がい者は点字投票できます。点字器や点字の候補者名簿などは投票所にあります。また、身体に障がいなどのある、又は文字の読み書きができないため、自らが投票用紙に記載することができない人は、代理の人が投票用紙に記載する代理投票の制度があります。投票所で代理記載を希望する人は、投票管理者にそのことを申し出ると、係員の中から2人の補助者が選任され、1人が選挙人の指示する候補者名を書き、もう1人が立ち会います。なお、だれに投票したのかという秘密は厳守されます。

詳しくは、お問い合わせください。 田尻町選挙管理委員会事務局 電話072-466-5021